

○山形大学男女共同参画推進室米沢分室規程

平成27年8月5日

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学男女共同参画推進に関する規程第12条第3項の規定に基づき、山形大学男女共同参画推進室に置く米沢分室(以下「米沢分室」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 米沢分室は、米沢キャンパスにおいて文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」の円滑な実施を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 米沢分室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ダイバーシティ研究環境実現を推進する施策の実施及び調整に関すること。
- (2) ダイバーシティ研究環境実現に係る外部機関との連携に関すること。
- (3) ダイバーシティ研究環境実現に係る情報収集及び広報活動に関すること。
- (4) 山形大学ダイバーシティ連携推進会議に関すること。
- (5) その他ダイバーシティ研究環境実現の推進に関すること。

(職員)

第4条 米沢分室に、次の職員を置く。

分室長

副分室長

主担当教員

副担当教員

その他の職員

(分室長)

第5条 分室長は、男女共同参画関係業務を担当する理事をもって充てる。

2 分室長は、米沢分室の業務を総括する。

(副分室長)

第6条 副分室長は、工学部長をもって充てる。

2 副分室長は、分室長を補佐する。

(主担当教員)

第7条 主担当教員は、ダイバーシティ研究環境実現を推進する業務を処理する。

2 主担当教員は、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として男女共同参画推進室に配置された教員をもって充てる。

(副担当教員)

第8条 副担当教員は、ダイバーシティ研究環境実現に関する専門的な業務を処理する。

2 副担当教員は、本学の教員の中から、当該教員が配置されている部局の長の了解を得た上で、分室長が選考する。

3 副担当教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(コーディネーター)

第9条 米沢分室に、ダイバーシティ研究環境実現を推進する事業を円滑に実施するため、チーフ・コーディネーター及びサブ・コーディネーターを置くことができる。

2 チーフ・コーディネーター及びサブ・コーディネーターは、第7条に規定する主担当教員の中から、分室長が選考する。

(相談員)

第10条 米沢分室に、研究・キャリア及び生活に関する相談等に対応するため、相談員を置くことができる。

(会議)

第11条 分室長は、ダイバーシティ研究環境実現の推進に係る事項を審議するため、会議を開催する。

2 会議に関し必要な事項は、分室長が別に定める。

(事務)

第12条 米沢分室に関する事務は、工学部事務部の協力を得て、男女共同参画推進室において遂行する。

(その他)

第13条 この規程は、令和3年3月31日まで効力を有し、時限到来時において見直すものとする。

2 この規程に定めるもののほか、ダイバーシティ研究環境実現の推進に関し必要な事項は、分室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年8月5日から施行する。

附 則(平成29年5月18日)

この規程は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月26日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月2日)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。